

令和2年度における人事行政の運営等の状況

令和3年9月27日公表

下北地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の給与や職員数などについて公表します。これは、下北地域の住民のみなさまに公表することによって、その公平性や透明性を高めることを目的としたものであり、地方公務員法により義務付けられているものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験実施状況

職 種		採用予定 人 員	申込者数	一次試験		二次試験		倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
一般行政職	上 級	-	-	-	-	-	-	-
	初 級	-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-	-
消 防 職	上 級	7人	6人	3人	2人	2人	1人	3.0倍
	初 級		17人	16人	13人	12人	10人	1.6倍
計		7人	23人	19人	15人	14人	11人	1.7倍

(消防職：1次試験：10月18日実施 2次試験：11月15日実施)

(2) 事由別退職者数

(令和2年度退職)

事 由	定年退職	早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	その他	合 計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消 防 職	6人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	7人
計	6人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	7人

(3) 職員数の状況

① 総職員数

(令和2年4月1日現在)

	条例定数	現 員
一 般 行 政 関 係	56人	15人
消 防 関 係	290人	279人
計	346人	294人

② 部門別職員数

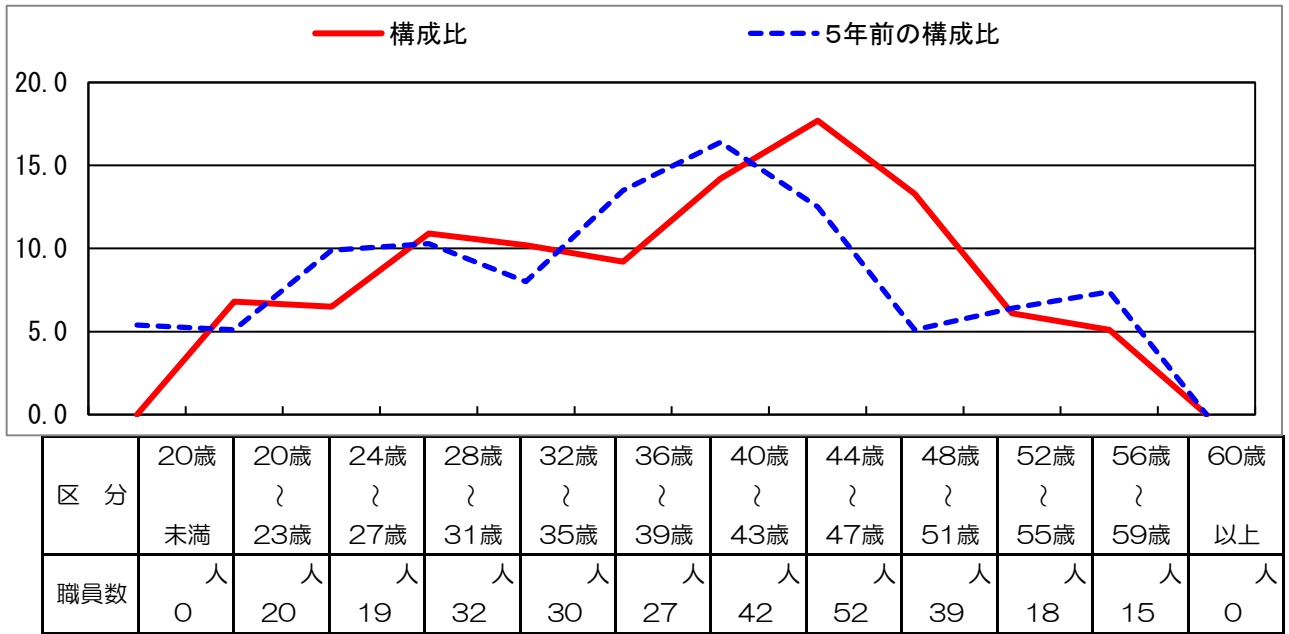
(各年4月1日現在、単位：人)

部門		区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成31年度	令和2年度		
普通会計部門	一般行政部門	総 務	8人	9人	1人	指定管理業務による増
		衛 生	5人	6人	1人	新ごみ処理施設建設に伴う増
	消 防	278人	279人	1人	欠員補充による増	
合 計			291人	294人	3人	

③ 職種別、年齢別職員構成の状況

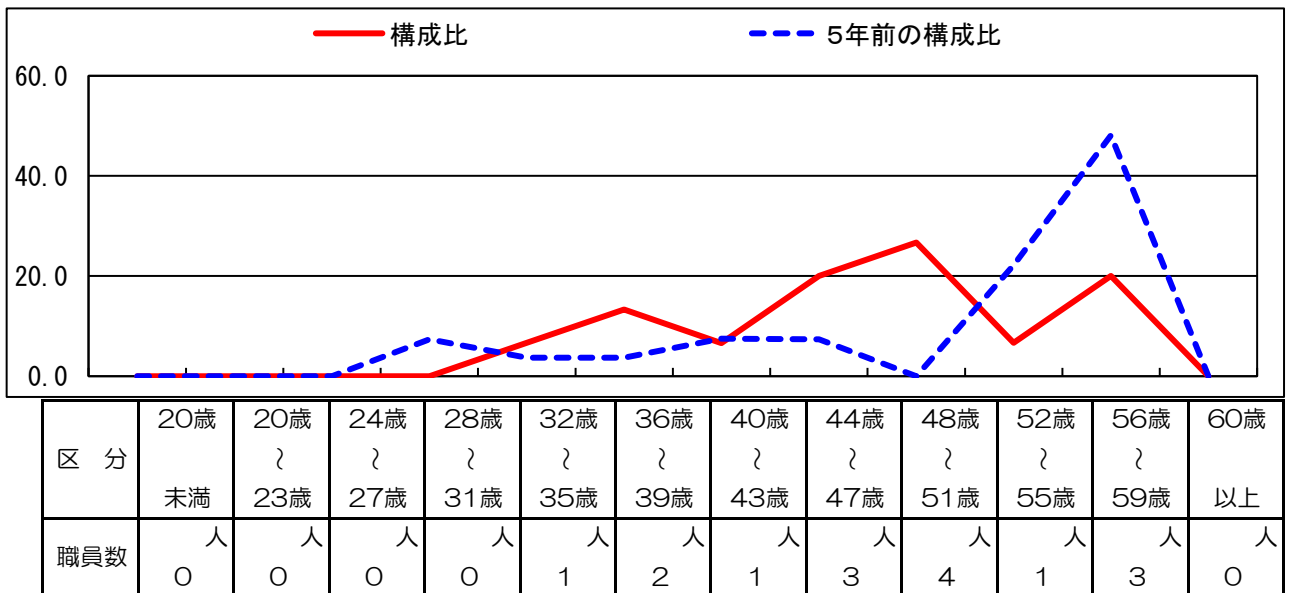
《全体》

(令和2年4月1日現在)



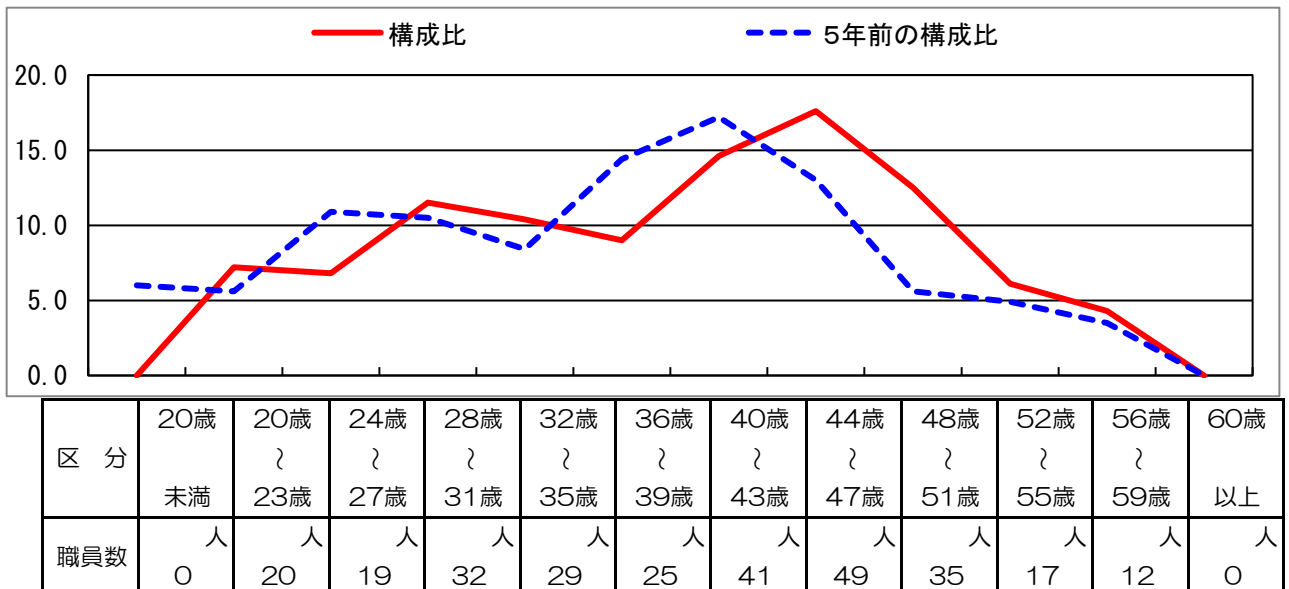
《一般行政職》

(令和2年4月1日現在)



《消防職》

(令和2年4月1日現在)



④ 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		27人	17人	14人	13人	13人	15人	-12人	-44.0%
消防		282人	285人	283人	285人	278人	279人	-3人	-1.0%
総合計		309人	302人	297人	298人	291人	294人	-15人	-5.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

⑤ 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例第3条の各職給料表に沿った職員数は次のとおりです。

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師及び保育士の職務	0	0.0	主事 課付				
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師及び保育士並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	1	6.7	主事 主任		1	6.7	主事級
3級	係長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	3	20.0	主査 課付	2	2	13.3	主査級
				主任主査 課付	1	1	6.7	主任主査級
4級	課長補佐並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	4	26.7	課長補佐 主幹 室長補佐 課付	4	4	26.7	主幹級
5級	課長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	5	33.3	課長 総括主幹	3 2	5	33.3	課長級
				室長 課付				
6級	事務局次長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	0	0.0	次長 副理事 局付		0	0.0	次長級
7級	事務局次長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	2	13.3	事務局次長 理事	1 1	2	13.3	部長級
				会計管理者 局付				
合計		15						

ウ 消防職給与表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	27	9.7	消防士	27	27	9.7	消防士
2級	消防副士長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	33	11.8	消防副士長	33	33	11.8	消防副士長
3級	消防士長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	54	19.4	主任 課付 署付	51 1 2	54	19.4	主任級
4級	消防司令補で規則で定めるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	91	32.6	主査	17	17	6.1	主査級
				主任主査	21	74	26.5	主任主査級
				係長	52			
				副隊長	1			
				課付	0			
				署付	0			
5級	消防司令で規則で定めるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	45	16.1	主幹 警防隊長 課長補佐 署付	26 16 2 1	45	16.1	課長補佐級
6級	消防司令長で規則で定めるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	19	6.8	総括主幹	9	19	6.8	課長級
				副署長	5			
				分署長	4			
				課長	1			
				署付	0			
7級	消防監で規則で定めるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	9	3.2	副理事 署長 次長	3 5 1	9	3.2	次長級
8級	消防長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	1	0.4	消防長	1	1	0.4	部長級
合計		279						

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年4月1日より人事評価が義務付けられました。

当組合においては「職員評価制度」として実施しており、「目標管理」の手法を用い、職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することにより「職員の能力開発（人材育成）」、「勤務意欲の向上」、「適材適所の人事配置」等を進めるために行うものです。

また、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することで、組織パフォーマンスの向上を図り、少数精鋭で攻めの行政の推進を目指します。

評価については、「能力評価」と「業績評価」の2本立てとし、職務の業績を重視した「目標管理型職員評価」となっています。

(1) 能力評価・業績評価

評価期間		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		(評価基準日) (令和3年2月1日)	
評価方法	能力評価	評価期間内に発揮された能力や職務への取組姿勢・態度等を客観的事実に基づき評価する。			
	業績評価	職員が設定した目標の難易度・達成度に基づき評価する。			
実施者数	能力評価	管理者部局	15人	計	293人
		消防長部局	278人		
	業績評価	管理者部局	15人	計	293人
		消防長部局	278人		

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
2年度	5,666,245千円	59,953千円	1,863,944千円	32.90%

(参考)

区分	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
31年度	6,405,519千円	41,939千円	1,857,163千円	28.99%

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	部門	職員数	給与費				1人当たり
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
2年度	一般行政	15人	65,079千円	9,122千円	25,368千円	99,569千円	6,638千円
	消防	279人	1,089,559千円	261,105千円	413,711千円	1,764,375千円	6,324千円
	計	294人	1,154,638千円	270,227千円	439,079千円	1,863,944千円	6,340千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(参考)

区分	部門	職員数	給与費				1人当たり
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
31年度	一般行政	13人	58,846千円	9,509千円	23,045千円	91,400千円	7,031千円
	消防	278人	1,066,585千円	289,228千円	409,950千円	1,765,763千円	6,352千円
	計	291人	1,125,431千円	298,737千円	432,995千円	1,857,163千円	6,382千円

③ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、これに対する実施状況である。

ア 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については改定なし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ 地域手当の見直し

(地域手当の制度なし)

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

④ 特記事項

(給与減額の状況)

区分	給料	手当	期間
管理職者 副管理職 参事	下北地域広域行政事務組合同規約第9条第2項から第5項により、充て職のため、給料及び手当は、構成市町村の例規により支払われている。		
一般職員 消防職員	構成市町村の区域内の公署に勤務するものとして採用された職員であるため、構成市町村の例規等に準じ、給料及び手当を支給。		

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4月1日現在）

ア 一般行政職

区	分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下北地域広域行政事務組合		47.5歳	361,550円	374,989円
(参考)	むつ市	39.7歳	295,200円	347,424円
	青森県	42.9歳	314,400円	377,074円
	国	43.2歳	327,564円	408,868円

イ 消防職

区	分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下北地域広域行政事務組合		39.5歳	326,607円	341,706円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当の額を合計したものであ
 地方公務員給与実態調査結果（総務省公表）において明らかにされているものである。

② 職員の初任給の状況（4月1日現在）

区	分	一般行政職		消防職	
		高校卒	大学卒	高校卒	大学卒
下北地域広域行政事務組合		150,600円	182,200円	169,900円	199,000円
青	森 県	150,600円	182,200円	—	—
	国	150,600円	182,200円	173,400円	212,100円

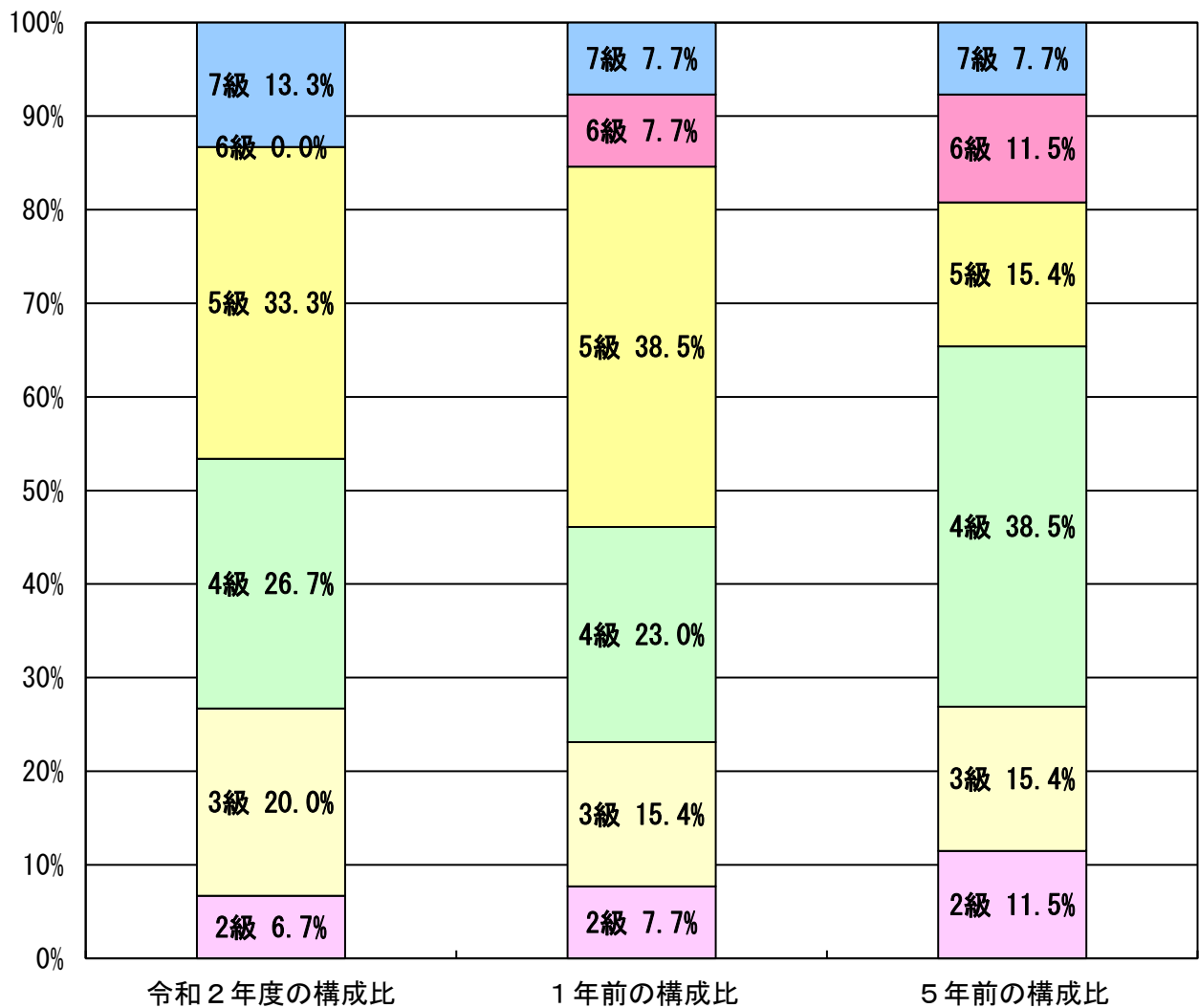
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	局長	2 人	13.3 %	362,900 円	444,900 円
6 級	次長	0 人	0.0 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長・総括主幹	5 人	33.3 %	289,700 円	393,000 円
4 級	主幹	4 人	26.7 %	264,200 円	384,200 円
3 級	主任主査・主査	3 人	20.0 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任・主事	1 人	6.7 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事	0 人	0.0 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

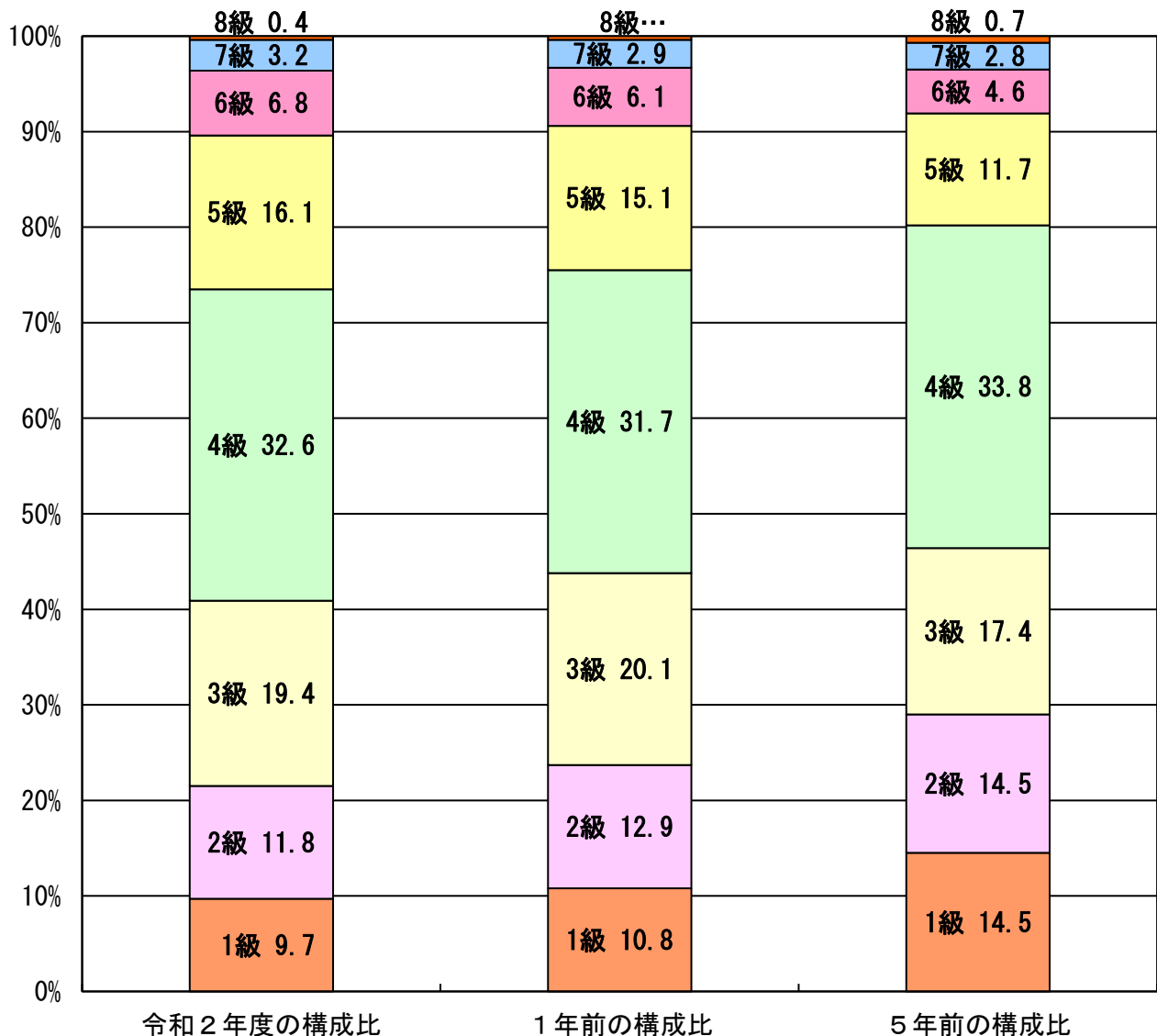


② 消防職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	消防長	1人	0.4%	381,900円	454,800円
7級	次長・署長	9人	3.2%	347,600円	440,700円
6級	副署長・分署長・課長	19人	6.8%	320,200円	425,200円
5級	警防隊長・主幹	45人	16.1%	294,300円	415,700円
4級	副隊長・係長・主任主査	91人	32.6%	251,300円	398,300円
3級	主任	54人	19.4%	211,600円	380,900円
2級	消防副士長	33人	11.8%	185,600円	361,600円
1級	消防士	27人	9.7%	169,900円	324,800円

(注) 1 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



③ 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	下北地域広域行政事務組合				むつ市	
	一般行政職		消防職		管理職	一般職
	管理職	一般職	管理職	一般職		
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○	○	○
標準に加え、上位・下位の区分も適用						
標準に加え、上位の区分も適用						
標準に加え、下位の区分も適用						
標準の区分のみ適用	○	○	○	○	○	○
□ 人事評価を実施していない						

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

ア 一般行政職

		下北地域広域行政事務組合	むつ市	青森県
1人あたり平均支給額		1,720 千円	1,327 千円	1,445 千円
支給割合	期末手当	2.45 月分 (1.40)	2.45 月分 (1.40)	2.45 月分 (1.40)
	勤勉手当	1.80 月分 (0.75)	1.80 月分 (0.75)	1.80 月分 (0.75)
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		・役職加算 5~15%	・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 消防職

		下北地域広域行政事務組合
1人あたり平均支給額		1,478 千円
支給割合	期末手当	2.45 月分 (1.40)
	勤勉手当	1.80 月分 (0.75)
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		・役職加算 5~15%

注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

◇ 期末手当への勤務成績の反映状況

令和2年度中における運用	下北地域広域行政事務組合				むつ市		国	
	一般行政職		消防職		管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員				
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用							○	○
標準に加え、上位の成績率も適用								
標準に加え、下位の成績率も適用								
標準の成績率のみ適用	○	○	○	○	○	○		
□ 人事評価を実施していない								

② 退職手当（4月1日現在）

（支給率）	下北地域広域行政事務組合		む つ 市		県	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	19.6695月分	24.58688月分	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～30%加算） （退職時特別昇給制度なし）		定年前早期退職特例措置 （2%～30%加算） （退職時特別昇給制度なし）		定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 特殊勤務手当（4月1日現在）

	一般行政職	消防職
支給実績（令和元年度決算）	0千円	129千円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和元年度決算）	-	864円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	0.00%	53.41%
手当の種類（手当数）	1	7

手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価	
救急業務手当	職員が救急車による救急業務の現業に従事したとき	1回につき 150円	
はしご車とう乗作業手当	職員がはしご付消防ポンプ自動車に搭乗し、消火作業に従事したとき	1回につき 200円	
舞台操作業務手当	職員が舞台操作業務に従事したとき	1日につき 200円	
高所作業手当	① 地上10メートル以上の高所において救助又は消火作業若しくは危険物施設の検査に従事したとき	1回につき 200円	
	② 地上10メートル以上の高所において救助又は消火作業の訓練に従事したとき	1回につき 100円	
潜水業務手当	① 水中において救助活動に従事したとき	1回につき 1,000円	
	② 水中において救助活動の訓練に従事したとき	1回につき 500円	
自家用電気工作物保安業務手当	職員が自家用電気工作物保安業務に従事したとき	1日につき 200円	
福祉施設業務手当	障害児入所施設に勤務する職員	① 保育士、児童指導員又は職業指導員	1月につき 12,000円
		② 栄養士又は保健師、看護師若しくは准看護師	1月につき 5,000円
		③ 調理師又は調理員	1月につき 3,000円
		④ ①～③に掲げる職員以外	1月につき 5,000円
	※ 該当月において業務に従事した日が4日以上10日未満		2分の1
※ 該当月において業務に従事した日が4日未満		なし	

④ 時間外勤務手当

	令和元年度		令和2年度	
	一般行政職	消防職	一般行政職	消防職
支給実績	2,670千円	54,181千円	823千円	41,873千円
職員1人あたり平均支給年額	445千円	216千円	103千円	168千円

（注） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑤ その他の手当

ア 一般行政職（4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円	同	-	1,668千円	238,286円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額 27,000円	同	-	636千円	318,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員について、通勤方法、通勤距離に応じて2,000円～55,000円	異	距離区分	587千円	58,700円
管理職手当	部長級 月額 43,000円	異	支給額	2,972千円	424,572円
	次長級 月額 38,000円				
	課長級 月額 33,000円				
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	37千円	9,250円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	-	929千円	71,462円
	世帯主で扶養親族あり 17,800円				
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

イ 消防職（4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円	同	-	51,961千円	262,430円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額 27,000円	同	-	20,845千円	281,690円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員について、通勤方法、通勤距離に応じて2,000円～55,000円	異	距離区分	20,413千円	98,140円
管理職手当	部長級 月額 43,000円	異	支給額	10,896千円	419,077円
	次長級 月額 38,000円				
	課長級 月額 33,000円				
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	82,667千円	444,447円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	-	21,073千円	76,352円
	世帯主で扶養親族あり 17,800円				
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

(5) 特別職の報酬等の状況

当組合の管理者及び代表副管理者、副管理者、参与については、下北地域広域行政事務組合規約（平成元年3月23日青森県指令第1322号）第9条第2～5項の規定により、充て職となっていることから、無報酬となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

	一般行政職	消防職	
		日勤者	交替勤務者
勤務時間	8:30～17:15	8:30～17:15	8:30～翌 8:30
休憩時間	12:00～13:00	12:00～13:00	12:00～13:00 17:15～18:30 仮眠 6時間
1週間勤務時間	38時間45分	38時間45分	38時間45分
週休日	土曜日・日曜日	交替制勤務による実勤務時間から1週間勤務時間を基に、調整し、超過時間分が週休日となる。なお、休日なし。	
休日	祝日法による休日 12月29日～1月3日		

※勤務場所及び職種によっては、上記以外の場合もあります。

(2) 休暇の種類と概要

休暇の種類	概要
年次有給休暇	1暦年に20日。使用しなかった分については、20日を限度に翌年へ繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾患のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合。連続する90日以内、ただし、がん等指定された疾患については180日以内。
特別休暇	次の事由により勤務しないことが相当である場合、1日、1時間又は必要に応じて1分単位で有給の休暇を与えることができる。
公民としての権利を行使する場合	選挙など必要と認められる期間
裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合	1暦年において5日の範囲内
結婚する場合	連続する7日の範囲内
妊婦の通勤緩和	妊婦が通勤に利用する交通機関等の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると申し出た場合、1日につき1時間を越えない範囲内
妊産婦の健診休暇	妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるため申し出た場合、必要と認められる回数及び時間
産前の場合	出産する予定である女性職員が申し出た場合、8週間
産後の場合	出産した場合、8週間
保育時間の場合	生後満1歳に達しない子の保育のため、1日2回30分以内または1日1回1時間以内
生理休暇	勤務することが著しく困難な場合
妻が出産する場合	3日の範囲内
育児参加をする場合	妻が出産する場合に育児参加をする場合、産前産後それぞれ8週以内の期間中に5日の範囲内
子の看護をする場合	1年に5日の範囲内
短期の介護をする場合	1年に5日の範囲内
親族が死亡した場合	配偶者10日、父母、子7日ほか
父母等を追悼する場合	父母、配偶者、子を追悼する場合、1日の範囲内
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月までの期間中に連続4日以内、必要な場合は分割も可
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日の範囲内
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
介護休暇（無給休暇）	介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する2週間以上、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内、取得時間は給料減額
介護時間（無給休暇）	連続する3年の範囲内において必要と認められる期間、取得時間は給料減額
組合休暇（無給休暇）	職員団体の事務従事、取得時間は給料減額

(2) 休暇の取得状況

①年次有給休暇の取得状況（令和2年1月1日から12月31日まで）

	総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
一般行政職	598.0日	200.0日	15.0日	13.3日	33.4%
消防職	10929.0日	2006.0日	279.0日	7.2日	18.4%

※ 令和2年勤務条件等調査より、一般行政職及び消防職員についての数値。

②年次有給休暇以外の休暇の取得件数（令和2年1月1日から12月31日まで）

	病気休暇	特別休暇	介護休暇	介護時間	組合休暇
一般行政職	0件	27件	1件	0件	0件
消防職	8件	356件	1件	1件	1件

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

	一般行政職			消防職		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：新たに取得した人数、下段：昨年度から引き続き取得している人数

(2) 自己啓発等休業の取得状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

	一般行政職			消防職		
	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：新たに取得した人数、下段：昨年度から引き続き取得している人数

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、一定の事由に該当する場合に、職員の意に反して降任、免職、休職、降給の処分を行うものです

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合		0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合		0人	0人	3人	0人
職務に必要な適格性を欠く場合		0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合		0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合		0人	0人	0人	0人

※期間の更新についても1人としています。

※降任：現在ついている職よりも下位の職に任命する処分 免職：身分を失わせる処分

休職：職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分

降給：現在の給料よりも低い額の給料に決定する処分

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、定職、免職の処分を行うものです。

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合		0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合		0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0人	0人	0人	0人

※戒告：職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分

減給：一定期間、職員の給料を減額して支給する処分

停職：一定期間、職務に従事させない処分

免職：職員からその職を失わせ、勤務関係から排除する処分

7 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条により、職員には「職務に専念する義務」が課せられていますが、法律または条例に定めがある場合には、その義務が免除されます。

① 法律に定めがある場合

- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- ・年次有給休暇
- ・分限処分としての休職
- ・懲戒処分としての停職 など

② 条例に定めがある場合

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画に参加する場合
- ・その他任命権者の定める場合 など

主なものとしては、消防団活動や国民体育大会への参加、各種競技団体からの依頼による大会役員または審判員として参加することなどが挙げられます。

職務に専念する義務の特例に関する承認件数	0件
----------------------	----

(2) 営利企業等の従事制限の許可

地方公務員法第38条では、職員には「営利企業への従事等の制限」が課せられていますが、「職務の遂行に支障がない」、「特別な利害関係またはその発生のおそれがない」ことと、法の精神に反しないと認められる場合に限り、許可されることがあります。

許可の例としては、国勢調査業務への従事や不動産の賃貸が挙げられます。

営利企業等の従事制限の許可に関する承認件数	0件
-----------------------	----

8 職員の退職管理の状況

(1) 令和2年度退職者数

ア 一般行政職

	定年	応募認定	普通	中途	再任用	計	退職管理届出数
退職者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
上記のうち届出対象者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※届出対象者：退職までの間に課長級以上であった者

イ 消防職

	定年	応募認定	普通	中途	再任用	計	退職管理届出数
退職者数	6人	0人	0人	1人	0人	7人	
上記のうち届出対象者数	6人	0人	0人	0人	0人	6人	0人

※届出対象者：退職までの間に課長級以上であった者

(2) 再就職の状況

ア 一般行政職

	再任用	非常勤嘱託員	臨時職員	民間等	計
退職者数	0人	0人	0人	0人	0人
上記のうち届出対象者数		0人	0人	0人	0人

※届出対象者：退職までの間に課長級以上であった者

イ 消防職

	再任用	非常勤嘱託員	臨時職員	民間等	計
退職者数	2人	0人	0人	1人	3人
上記のうち届出対象者数		0人	0人	1人	1人

※届出対象者：退職までの間に課長級以上であった者

9 職員の研修の状況

(1) 各種研修会への参加状況

ア 一般行政職

(単位：日 人)

	研修機関名等	研修名・研修内容等			日数	参加人員
部内研修	-	-	-	-	-	-
部外研修	-	-	-	-	-	-

イ 消防職

(単位：日 人)

	研修機関名等	研修名・研修内容等		日数	参加人員
部内研修	-	-	-	-	-
部外研修	青森県消防学校	第71回初任科	消防職員としての使命を正しく認識させ、消防業務の基礎的知識及び技能を習得させる。	177	5
		幹部教育 第16回中級幹部科	中級幹部として必要な各種管理能力及び災害時の現場指揮能力を養成するとともに、各種行政等の専門知識を習得させる。	9	5
		専科教育 第29回救急科	救急隊員として必要な救急業務の総合的・専門的知識及び技能を習得させる。	54	3
		専科教育 第38回警防科	警防担当者として必要な各種火災防ぎよ及び防災等の専門的知識及び技能を習得させる。	12	7
		専科教育 第11回特殊災害科	消防職員として必要な特殊物質に関する専門知識を習得させ、災害の態様に応じた的確・適切で効果的な消防戦術の指揮技能を習得させる。	9	4
		専科教育 第13回予防査察科	予防担当者として必要な予防行政の現状及び課題を理解させ、専門知識と査察要領等を習得させる。	15	4
	消防大学校	専科教育 第19回火災調査科	火災調査担当者として必要な火災の原因及び損害の調査に関する法令並びに調査技術等の専門的知識及び技能を習得させる。	12	5
		総合教育 第15期危険物科	危険物保安に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	27	1
		総合教育 第109期予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	52	1
	救急救命東京研修所	専科教育 第14回新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	11	1
		救急救命士新規養成課程 第58期研修	全国の救急隊員を対象として、救急救命士資格を取得するため、高度かつ専門的知識及び技術を習得させる。	197	3
		救急救命士新規養成課程 第59期研修	全国の救急隊員を対象として、救急救命士資格を取得するため、高度かつ専門的知識及び技術を習得させる。	141	1

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員健康診断の受診状況

健 診 科 目			行政職	消防職
定期健康診断	Aコース	(対象者：34歳以下及び36歳～39歳)	2人	87人
	Cコース	(対象者：35歳及び40歳以上)	6人	85人
日帰りドック		(対象者：30歳以上)	6人	94人
脳検診（脳ドック）		(対象者：40歳以上)	0人	10人
結核（胸部）検診		(対象者：全職員)	8人	172人
胃がん検診		(対象者：35歳以上)	6人	79人
大腸がん検診		(対象者：40歳以上)	6人	79人

Aコース：問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・視力検査・聴力検査

Cコース：Aコースの項目に追加して、血中脂質検査、肝機能検査、貧血検査、血糖検査も併せて検査

(2) 公務災害の状況

公務上または通勤により負傷、疾病、障害または死亡した職員には、地方公務員災害補償法に基づき、補償されます。公務災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森支部が行っており、令和2年度は、公務災害、通勤災害ともにありませんでした。

(3) 福利厚生事業の状況

職員の福利厚生については、むつ市職員等の会員で構成される「むつ市職員互助会」が医療給付に関することや、慶弔に関すること、また、会員の親睦を図るための事業を行っています。これらの事業につきましては、全て会員の会費で運営されており、組合からの支出はありません。

(4) 青森県人事委員会の業務の状況

地方公務員法の規定により、組合では公平委員会の事務を青森県人事委員会へ委託しています。青森県人事委員会からの報告は次のとおりです。

① 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度においては、新たな措置要求はなく、また継続事案もありませんでした。

② 不利益処分に関する審査請求の状況

令和2年度においては、新たな審査請求はなく、また継続事案もありませんでした。